処分の内容	特定農地貸付けの変更の承認 (第3条第3項の準用)						
根拠法令及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項						
■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。)							

□ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)

公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)

【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)

(特定農地貸付けの変更等)

第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第二項各号に掲げる事項の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 法第三条第三項及び第七条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

## 【その他の基準となる法令、通知等】

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (特定農地貸付けの承認)

## 第三条 略

- 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
  - 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
  - 三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
  - 四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
  - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 農業委員会は、第一項の承認の申請があった場合において、その申請が次に 掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。
  - 一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は 主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に 供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地 からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないもの であること。
  - 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
  - 三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
  - 四 その他政令で定める基準に適合するものであること。

審査其

	_				
ı	マの針	の其雑し	1 t2 7	ス法会	通知等】
ı	1 ° ( U ) 11113.	U / TEXT (	11/	.) 1/\ 🎞 .	

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 (特定農地貸付けの承認の基準)

第三条 法第三条第三項第四号の政令で定める基準は、同条第二項第一号に規定 する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでない こととする。

審査基準 設定年月日	年	月	目	審 查 最終変				年	月	日
標準処理期間	□ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) ■ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)									
標準処理期間 設定年月日	年	月	日	標準处最終変				年	月	日
所管部署	農業委員会	余事務局	j							
備考										

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。